

京 都 大 学 公 開 講 座 等 企 画 委 員 会 要 項 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学公開講座等企画委員会要項 (平成18年12月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、渉外部<u>社会連携推進課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">教育制度委員会規程 (平成16年6月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">F D研究検討委員会規程 (平成18年12月5日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名</p> <p>(3) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学教職教育委員会要項 (昭和59年1月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育学研究科長</p> <p>(2) 研究科の教授 各1名</p> <p>(3) その他総長が必要と認める教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第6 委員会に関する事務は、渉外部<u>広報・社会連携推進室</u>において処理する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>学務部長</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2～4</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>学務部長</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2～3</p> <p>第3</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>学務部長</u></p> <p>2～3 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学教務事務電算管理運営委員会要項 (平成元年 1 月 2 5 日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 各研究科の専任の教授、准教授又は講師各 1 名</p> <p>(2) 高等教育研究開発推進機構の推薦する教授、准教授又は講師 1 名</p> <p>(3) <u>教育推進担当部長</u>及び情報部長</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学社会貢献推進検討委員会要項 (平成 1 4 年 1 0 月 2 2 日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 広報担当の理事</p> <p>(3) 研究科の教授又は准教授 6 名</p> <p>(4) 研究所及びセンターの教授又は准教授 2 名</p> <p>(5) 附属図書館長</p> <p>(6) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学東京オフィス事務室要項 (平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第 2 } (略)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 室員は、<u>総務部総務課</u>の職員のうちから総長が任免する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学東京オフィス規程 (平成 2 1 年 7 月 1 4 日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 2 0 条 東京オフィスの管理運営に関する事務は、<u>総務部総務課</u>の協力を得て、東京オフィス事務</p>	<p>第 3 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>学務部長</u>及び情報部長</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>第 3 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>学務部長</u></p> <p>(7) }</p> <p>2～3 }</p> <p>第 2 } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 室員は、<u>渉外部渉外企画課</u>の職員のうちから総長が任免する。</p> <p>6 (同 左)</p> <p>(事務)</p> <p>第 2 0 条 東京オフィスの管理運営に関する事務は、<u>渉外部渉外企画課</u>の協力を得て、東京オフィ</p>

改 正 前	改 正 後														
<p>室において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学公印規程 (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>(1) } (2) } (3) 事務本部の所掌に係る公印 当該室長、部長 が指定する課長又はセンター長 (中 略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>事務本部の室、課、センターの印</td> </tr> <tr> <td>事務本部の室長、課長、センター長の印</td> </tr> <tr> <td>部局事務部の事務長、課長、室長の印</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>総務部広報課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。次条において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条の6を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）をいう。</p> <p>2～7 (略)</p>	種類	寸法	(略)	(略)	事務本部の室、課、センターの印	事務本部の室長、課長、センター長の印	部局事務部の事務長、課長、室長の印	<p>ス事務室において処理する。</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) 事務本部の所掌に係る公印 当該室長、部長 が指定する課長</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>事務本部の室、課の印</td> </tr> <tr> <td>事務本部の室長、課長の印</td> </tr> <tr> <td>部局事務部の事務長、課長、室長の印</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>渉外部広報・社会連携推進室</u>において処理する。</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）をいう。</p> <p>2～7 (同 左)</p>	種類	寸法	(同 左)	(同 左)	事務本部の室、課の印	事務本部の室長、課長の印	部局事務部の事務長、課長、室長の印
種類	寸法														
(略)	(略)														
事務本部の室、課、センターの印															
事務本部の室長、課長、センター長の印															
部局事務部の事務長、課長、室長の印															
種類	寸法														
(同 左)	(同 左)														
事務本部の室、課の印															
事務本部の室長、課長の印															
部局事務部の事務長、課長、室長の印															

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p>京都大学における研究資源アーカイブに関する規程 (平成22年3月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 研究資源アーカイブに関する事務は、渉外部<u>社会連携推進課</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第9条 研究資源アーカイブに関する事務は、渉外部<u>渉外企画課</u>において行う。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成24年4月1日から実施する。</p>